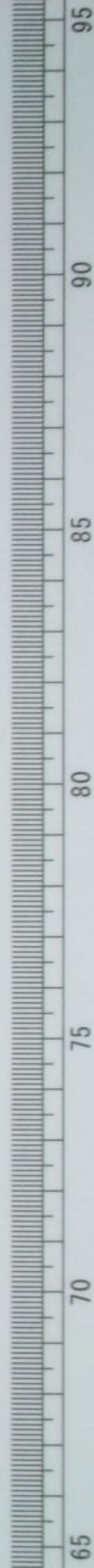


日中行事畧解

全

ワ 刻
7

ワ 3
7



記云

禮儀三百威儀三千

後人

所以知

古人動作言語者以礼官之書存故也

斯茲冊子建武年間斟酌時宜而設者

後人讀之足以窺當時之制矣世遠漸

遠辭或難曉友人源千引博探群書詳

攷事實加以以圖而為之解於是曩之

函碕文庫

難曉者可得而通也書中洒掃應對飲食起居乃三百三千之事則好古之士不可不讀而識焉

文政庚辰仲秋

玄虛散人



元弘のころとあるは海峽のふもとに
しるすはあつたむねのまうこのはらふか
とむすしとあつたむねのまうこのはらふか
のうらむかむかあつたむねのまうこのはらふか
すしとあつたむねのまうこのはらふか
日中りしむねのまうこのはらふか
行子いさむねのまうこのはらふか
むねのまうこのはらふか

おき——大石を引の多比の申の申
の古き——巻長に蓮かきくうー
ふかき金さくまきくうーあえじいー
たてふもくもくうーいさく物きんか
のちきくうのちきくうーあかきくう
あふいさくまきくうのちきくう
かきくう料まきくうのちきくう
かきくう——いさくまきくうのちきくう

あふきあふきあふきあふき
のちきくうのちきくうのちきくう
あふきあふきあふきあふき
のちきくうのちきくうのちきくう
あふきあふきあふきあふき
のちきくうのちきくうのちきくう

あふきあふきあふきあふき
のちきくうのちきくうのちきくう
あふきあふきあふきあふき
のちきくうのちきくうのちきくう

あふきあふきあふきあふき
のちきくうのちきくうのちきくう
あふきあふきあふきあふき
のちきくうのちきくうのちきくう

○皇後司 職負令宮内省属官
主殿寮頭一人掌供御輿輦蓋
織扇帷帳湯沐洒掃殿庭及燈
燭松柴炭燎等事助一人允一
人大属一人少属一人殿部四
十人使部廿人直下二人駟使
丁八十人職原鈔主殿頭一人
相當從五位下首書凡官人各
有下部謂之丁頭助等自非致
掃除是其奉行也

○義人 職原鈔藏人所嵯峨天
皇御宇弘仁年中初置之撰異
朝侍中内侍職敬忠此御宇初
置當所以公卿身一人爲別當
左大臣別當是流例也云頭二
人五位藏人三人六位藏人四
人非藏人無負數と云
○法後 拾芥抄中殿云清涼殿
又云御殿南殿西常宸居也和
名鈔清涼殿在校書殿北
○格子 和名鈔籥子俗用格子
二字

△此日中行車の御卷久皇九十九代 後醍醐天皇の勅作也
樓雲記母 後醍醐天皇諱尊治 後宇多院弟二皇子也
母談天門院藤継子花山院内大臣師継女實參議忠継
女也と有神皇正統記是子同 此御卷の御表題の上母
内裏禁中禁裏と云々本も有又御表題の下母
後醍醐天皇と記せし本も有又後人の書入せり抑
日中と云一日の中の車行事と云せせり何れもこの事と云
あり扱ひ世は流布せる本大略大永七年の奥書ありとの
太永よりさきの旧本をとりて云々と云々といふ事と云
よりて家母あはせり云々の家母傳へりて彼大永の次
母天文慶長寛永と改り筆者の要書と云々本と云と
しとこれに奈須氏の本高田氏の本海上氏の本乾氏の本塙
氏の本凡て六本とて校合しとて清涼殿の圖ありひし
畫の御膳の用器の圖をあはれりて云々此御卷えんは助
ともありむらと云々ありきり云々のあまともは傳へりやわらうと
そいふと先々身あはれりて云々人あまもひは伝へり

日序三

○鬼の間 禁秘御鈔清涼殿北
也母鬼間臺盤所北二間格子
也南間常不上有覆簾卷其内
南北行立御厨子置御物具南
壁白澤王切鬼繪櫛形北有小
障子際夾柱有二禁腋秘抄同
之

○さぐら 下学集鎖子閉戸物
也按さぐら鎖子木のまゝ今ま
さぐらと云はるるものまゝに
略めく鎖子木指鎖子木法あり

○湯調度 依乃具之和名鈔母調
度部上中下出さるる用ひ後と
るて調つる左調度と云はるる
僧衣の傳ありりとの比より俗表も
傳りては具とのり

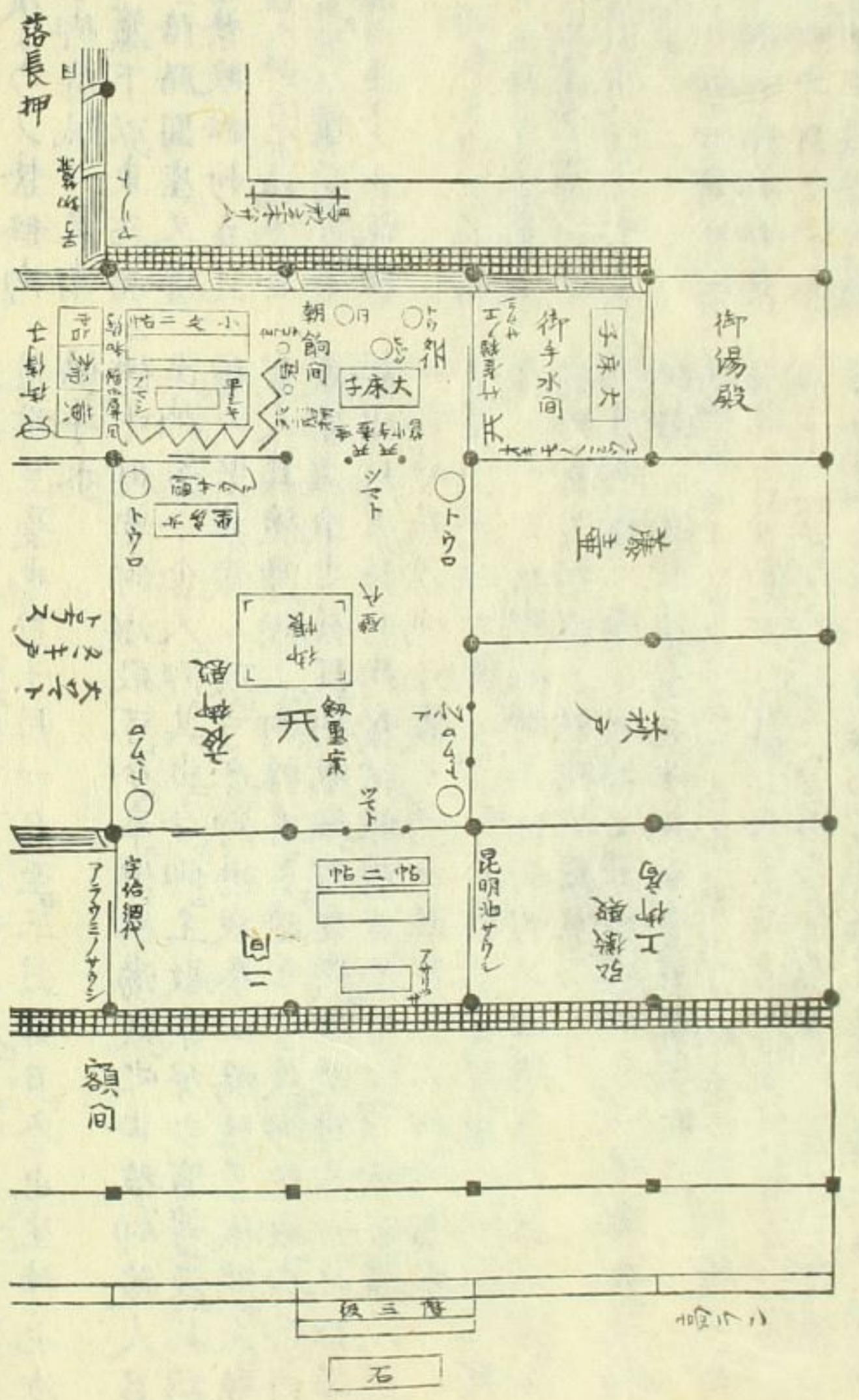
○茵 和名鈔 茵 之土称
○硯の管 和名鈔書譜云用硯
之法石爲第一瓦爲第二硯音
五面反訓須美須利管揚氏漢
語抄云箱和名波古按硯の字
ひ母の字之昔の研の字と用ひ

日中行車

武江 大石千引謹注

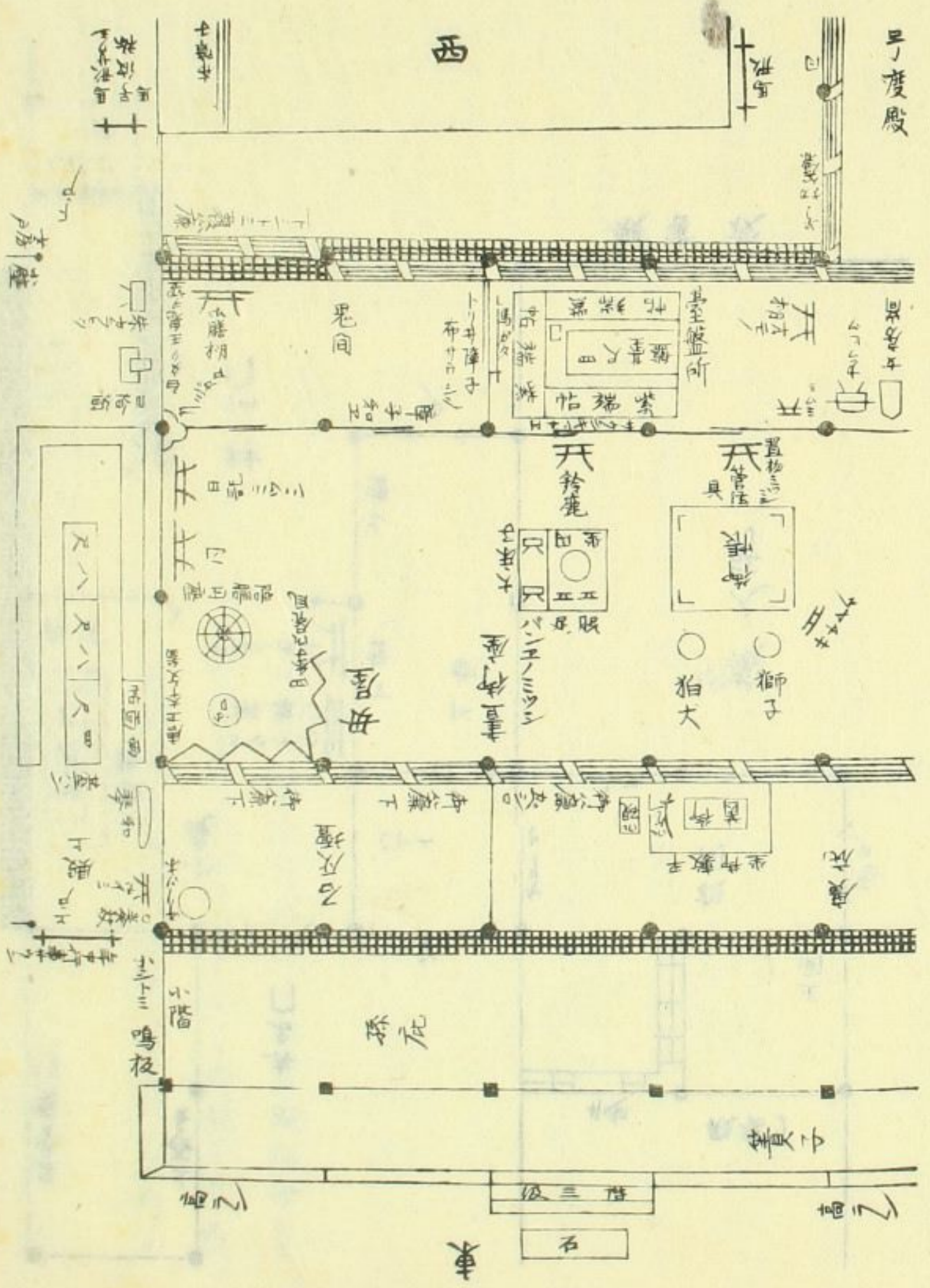
外の時よとれりりの司あさきぎとあ
まの格子を何ぐも南の第一二の間
と押して見るまのさうとさうとたさ
鬼の間より入るて改りまのさうとさ
まのさうとさうと格子を何ぐも調度引
直してさうとさうと改りまのさ
管の座の前右の母並に第一の
と母西母南母打く押むとりのさうとさ

古
清涼殿圖

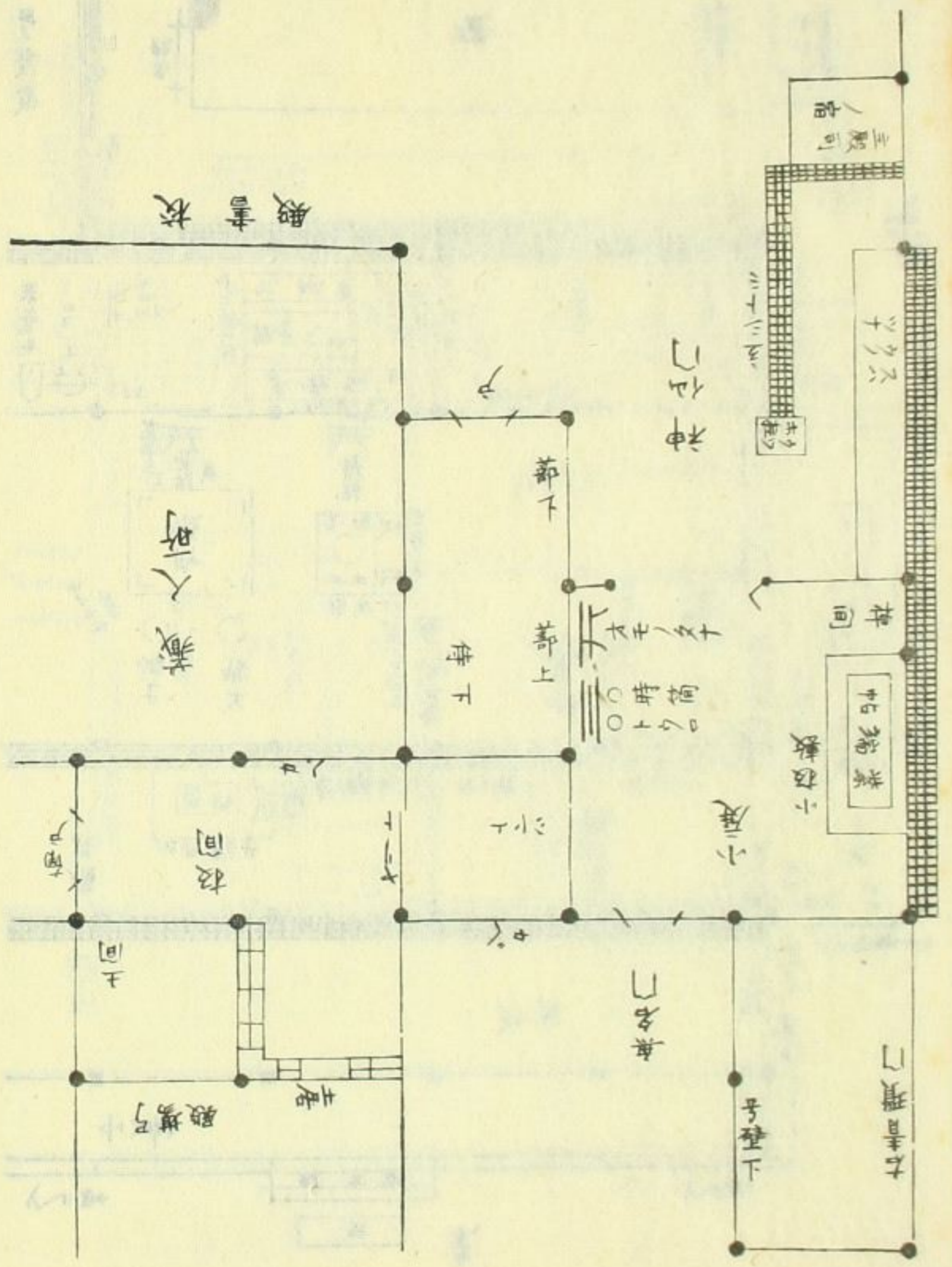


北

日五



東



Faint, mostly illegible handwritten text in cursive Japanese style (sōsho).

此圖ハ禁秘街抄にハ禁秘秘抄と
 以て考へ合はれりや御厨子所預
 若狭守宗通の御所にてられたる
 事

もろけり今よりおのりなるより八雲
御抄近材集を記すことあり

○四季の屋風 石灰の壇の一の所の母
屋の下下に四季の屋風一帖と禁脔

秘抄にも四季の屋風に記すことあり
本紀の俗より下字集より

○弘廂 禁秘御鈔北有荒海
障子南方手長足長北面障子

宇治綱代墨繪也二間與上御
局之際立昆明池障子云北嵯

峨野小鷹待南切妻有鳴板下略
○おとのみ 稱唯よていふなり常

よみ井とのと阿行の音をまおと
ゆいよの乳母草子よ上中下のい

ら河あり抄にもやともえともい
よも皆音をあり

○まがり 枚あり徒然州久我の
おまの屋上よとあともいふに

まがり同くけとそまがりといふ
まがりをまがりせよとそまがり

してそまがりせよ 拾遺物名
かきこむけいりりりりりりりり

石灰の壇は出抄をすまてせしめあり

辰己むむひひく両辰再洋そのわう

かこう後子まうををる一の間乃冊

屋の下みまうをむむむむむむむ

四季の屋風よりていふううううのう

ゆりこつておたてて大床子の糸座

をそれ内より一懸間の清巻と

たきこつて刺限は美人よそまがり

此物のと内侍一人弘廂よさうあら

ひひひひひひひひひひひひひひひ

むむむむむむむむむむむむむむむ

秋ふすそをぬきやわつとん夢相国
師百首真山のあふ木のまよりり

そのまよりりりりりりりりりりり

○釣餉のおりの 釣餉のるまてまて
節をそ外儀式の附よまて羊中

行事哥合註記すことあり天子
のハ指を修るまて修りかきひ

釣餉と女房陪指とを侍中群要
已刻供朝餉

○ちくせん 禁秘御鈔得選三人
也又髪上采女兼之近代華族

過法而女房大略無差別氣色
也職原鈔同之

○其まてま 禁秘御鈔臺盤所三
間北間ち黄端墨東倚子其

南女房簡袋辛櫃也臺盤上有
御膳棚二指火櫃一圍碁彈碁等

同殿上中間臺盤東黒漆厨子
上置菓子等其南立馬形障子

二丁急中女房あとの女官法
揚技二ををりりりりりりりりりり

又何とのりりりりりりりりりりり

禁秘御鈔經朝餉自清凉殿帳北着石灰壇内侍兼敷

大床子圓座於石灰壇南間中央立廻四季御屏風

御簾或典侍献御笏或至上正御心著御禊神宮内侍

所已下御祈請中路每目御拜夜半之後止一切不淨朝

僧尼重服等人不参無佛經沙汰計也御膳以前常事

也若魚味供上非強憚抑御手水近代内侍内々供之

昔女官之所献也今前後不定之間不用之主水司供

之御手水女官昇之参立御手水間前女官申御手水

まぬとせゆり女房あとの女官御揚技二双指御簾ま

りりりりりりりりりりりりりりり

釣餉のおりりりりりりりりりりり

女官法らららららららららららら

臺

鬼間方奥一間出也疊中并南
間紫端長押下二間是渡廊竈
也南有布障子二間北遣戸一
間葎一間常不上二間際程副
北立馬形障子西立布障子其
外号切簾二間懸遣戸御簾二
間也抑臺盤所東北障子到鬼
間和繪也

○押子のたる 基盤所あり
○陪膳の女房 三四位の上藩の女房
ありん 専らうのひひあるなり
○そへ障子 禁秘御鈔朝餉の布
夜御殿東方有副障子
○二夜押子のたる 役送の女房の
往反ひるなり

○上のをこれと 殿上人ありに位五位
六位の人殿上ありされなり

○基盤 和名鈔唐式云大槃
本朝式云朱漆臺盤黒漆臺盤
基盤はひらひらと夜よき竹はし飲
食とたよりなり

みまわりて押子のたるなり
あうさ^地まもるも其盤此より
公物の重なるなり陪膳の女房
朝餉のそこのたるなり候中
人基盤所の両めん^{イレ}人障子
のそこの下の人そのはきき
有朝餉まもるなり帯此より
さうりききこりめさなり
わたんぜんの人中を^をた
ききとれりけり出と三度
押子のたるなり

此間脱せり

○日給 日給の着とて殿上あり
侍長の當番非番と紙より
漲りなり 次の本本文より

○とたお姿 宿直と文選注直
謂病於禁中以備非常宿直と
いふ各冠又ハ直衣奴袴ありハ位
袍奴袴ありととの姿あり
按ハ高直の直衣より守君も
母はななりなり中むりより
湯りて只夜のゆりのよりされ
爰もとたおひなりとあり候のと
ののの装束の官職難儀
宿直の直衣の令義解語
宿直の直衣を夜仕曰宿直仕曰
直とあり勿論の直衣あり候
直ハ殿居の直衣を假名もとた
ぬとがなりなり宿直なりなり
あうさ^地まもるも其盤此より

禁秘御鈔朝餉上膳女房
内侍或小上膳候障子外取傳下膳又傳之中膳下膳
得選又傳之刀自持參御膳近代無何往及中朝餉女
房皆上髪三位以上釵子計也暑氣比凡聽不上髪主
上近代不著御時引懸御直衣於朝餉御座供之下
厨車類記朝餉御膳高盛七種平盛三種高盛八種平
盛三種以上魚味土器盛之朝一御盤夕一御盤也番
衆備進之自御厨子所供之番衆傳女官々々傳得選
六齋等日又居交也魚五坏御請進不坏御膳不居物
御飯内膳所進御膳御膳御膳御膳御膳御膳御膳御膳
二御臺窪器二銀箸二雙銀木同臺銀匕同御盤高盛
七種平盛三種土器二御盤高盛八種御飯盛銀器裏
書或記上御厨子所進御膳御膳御膳御膳御膳御膳
ヒ一御臺三本御盤三枚御蓋或今坑一口加之或記
云御精進之時十種御菜御汁物二坏也白瓷又御神
車佛車相合之時精進魚味居具之号居交

此間脱せり

あうさ^地まもるも其盤此より

あうさ^地まもるも其盤此より

之當例也凡頭者當職之時不
依位次著諸侍臣上有參議關
者必任之仍古來為重職又奉
行大小公車之間非器無才之
輩不能競望者也

○切基盤 禁秘御鈔殿上の処
臺盤三脚切基盤大臣の處禁
腋秘抄切基盤八尺二脚なり
ともあり

○下の戸 禁腋秘抄殿上の処
日後の爲の多の取戸を下の戸
とりしとあり

○せんまき 請益の字論語よ
○火櫃 禁腋秘抄殿上の処火櫃
一置夏火櫃とりて圍基盤
の盤と重とあり

○火櫃 禁腋秘抄殿上の処火櫃
一置夏火櫃とりて圍基盤
の盤と重とあり

○火櫃 禁腋秘抄殿上の処火櫃
一置夏火櫃とりて圍基盤
の盤と重とあり

以內膳内藏造酒大膳及諸御
厨衛府御熟供朝飯又朝夕御
膳用土器有別當所衆有丰官
預熟食進月奏
○下侍 禁秘御鈔下侍三間有
炭櫃四面敷置号侍臣乱搥所
也如折松於此所也或又酒宴
等於此所行之
○小庭 禁腋秘抄殿上の処小庭
炭の箱と小庭とりしとあり
○上り人 爲人の改あり
○次の爲人 五位の爲人なり
○一箱 是は六位の爲人の扱箱の
みなり扱箱は六位の爲人の古来
をりしなり
○出納 禁秘御鈔出納三人是
藏人方一切奉行者也夜陰外
不衣冠 爲人の爲人なり
○小舎人 禁秘御鈔小舎人六
人近代及十二人執職原首書
小舎人常居校書殿也御用
則召昇殿上 爲人の爲人なり

上のをれこども殿上よりせ
抄をりしありしをれやど
よりさるる皆とれお婆より頭切
人下の戸は出せぬ益
氣色くみしたるひく次より
押くをれははく人抄屋もれは
火櫃の蓋を火櫃の上より
是とりのむむ後司下侍の方
より小庭をく次より

と其盤より居より上首は爲人
後司せりやとりし次の爲人
各皆りし一箱のわらる後司
丁急めし出納小舎人ありむ
ひの盤のをもとにありびおせり
まおめしやと丁急めしむり
前より山のやよりしむり
たりきりめれしとら番流ども
きりめれしとせしむり
おもめしむり番流をむり

○きりめい 厨事類記殿上臺

飯の付キラスキとて不知其数

菜折居之と云

○焼ろ 和名鈔丹典云燈籠見

涅槃經唐式云燈籠見開元式

本朝式云燈樓見主殿寮式今

按三字皆通称

○さけつらさ 後宮職負令酒司

尚酒一人掌釀酒之事典酒二

人掌同尚酒職原鈔同之

○ゆづる 湯漬の今民るよて飯よ

湯をひてゆづるといふも其あり

上京の湯の中よ飯と漬るるといふ

宇治拾遺抄に三條中納言といふ

人云々きまはる肥さるひとれい

きまはるひとれいといふ

やうゆいせんとのひひれを志け

ひくややうゆいゆいゆいゆい

ゆいゆいゆいゆいゆいゆい

ゆいゆいゆいゆいゆいゆい

ゆいゆいゆいゆいゆいゆい

ゆいゆいゆいゆいゆいゆい

ゆいゆいゆいゆいゆいゆい

ゆいゆいゆいゆいゆいゆい

ゆいゆいゆいゆいゆいゆい

ゆいゆいゆいゆいゆいゆい

ゆいゆいゆいゆいゆいゆい

ゆいゆいゆいゆいゆいゆい

出^{イ十三}て焼ろるびよりききせやと

して美人を^勘かん^衆がら

打もるを^{造酒}さけばうさ

ゆ^{湯漬}て三献も後司物をと

湯漬^{湯漬}あると免して皆うらぬ

羞盤^{羞盤}のまんして美人も後司

子^子仰^仰上^上の戸^戸さ^さび^び子^子兩^兩門^門と

ぢよと仰^仰さる^{さる}なりさる^{さる}一^一箱

さ^さととぬ^ぬわど^{わど}二^二箱^箱已^已下^下是^是と

ま^まととと^{ととと}ら^らら^らら^らら^ら未^未乃

美人^{美人}箸^箸を^を押^押り^りど^どら^らら^らけ^けも

あどららららららららら

△侍中群要大盤車已刻以前可居也朝上古辰刻前居

三々度也書大盤供朝膳之後午刻計行云然而近代

只有朝夕二度大盤抑朝大盤下物從御厨子所渡之

下盤物所用也凡大盤車藏人所催行也飯有懈怠之

時召小舍人仰可催遣之由下物又以小舍人主殿司

催御厨子物件物疎惡之時召御厨子衆於殿上前勸仰

或時及耻辱雖非常之刑已兼前之例也飯疎惡不法

之時召大炊寮所下部於藏人所計定召勸其旨盛樣

居按書殿長押上云下殿飯周之有件事非常事欲下

時召主殿司居大鉢於下盤夕膳御飯称夜候料不^下

事也^先達云上古更不聞事者然而近代有此車聊以^謬

同書朝大盤已刻御厨子所下物有四種近來小盛物

有數盃及汁物称小盛物有數盃

同書召酒殿時藏人勸盃於貫首故盃之後可取瓶子

貫首被放他人後可給主殿司上薦頭座與座可渡座

○二薦 六位の薦人あり職原鈔見

二薦称之差次

○支門 神仙門と名門との二つあり

をさきつゝ霍乱と治し毒とけ

もあり

○あひら 史記梁孝王世家出言趣入言警世俗淺深秘抄警

○おしとら 侍中群要供御膳人先蓋盤入鬼間御障子之間

○おぼし 和名鈔厨子辨色立成立堅櫃厨子別名也禁秘御

○四種 江家次第四種酢塩酒醬厨車類記四種器酢塩酒醬

○おんゆせん 侍中群要蓋盤御飯とも厨車類記同之

○おんゆせん 侍中群要蓋盤御飯とも厨車類記同之

○おんゆせん 侍中群要蓋盤御飯とも厨車類記同之

○おんゆせん 侍中群要蓋盤御飯とも厨車類記同之

○おんゆせん 侍中群要蓋盤御飯とも厨車類記同之

○おんゆせん 侍中群要蓋盤御飯とも厨車類記同之

○おんゆせん 侍中群要蓋盤御飯とも厨車類記同之

○おんゆせん 侍中群要蓋盤御飯とも厨車類記同之

むらぎのたより居り次よりふをん

おんゆせんをむらぎのたより居り次よりふをん

おんゆせんをむらぎのたより居り次よりふをん

おんゆせんをむらぎのたより居り次よりふをん

おんゆせんをむらぎのたより居り次よりふをん

おんゆせんをむらぎのたより居り次よりふをん

おんゆせんをむらぎのたより居り次よりふをん

おんゆせんをむらぎのたより居り次よりふをん

おんゆせんをむらぎのたより居り次よりふをん

おんゆせんをむらぎのたより居り次よりふをん

おんゆせんをむらぎのたより居り次よりふをん

おんゆせんをむらぎのたより居り次よりふをん

○ ませぬ中よりあらうちこひり持可考
 後送 陪膳より水舟子衆人等りの
 禁秘御鈔役送四位五位六位
 隨候とあり
 ○ 言柄 下子あをを柄打と云上あ
 言柄とあり
 ○ 考 塩囊抄考とあり右至上
 中柄とあり
 ○ よいむり 此傳ははるせむを
 かりよききこしめなかり
 ○ 此ををとりて 左波の禁秘御鈔
 源氏抄枕草子狹衣建武年中
 行事をその書共よるまは散飯
 三把三飯生飯をとり佛祖統
 記釋氏要覽より正食とあり
 同 塩囊抄は鬼神の先供とあり
 飯のやうに是の佛家の説より
 漢土よりこきよひしきり論
 語郷黨雖蔬食菜羹以祭必齊
 如也注古人飲食每種各出少
 許置之豆間以祭先代始為飲
 食之人不忘本也禮語王藻氏

むげしれめとらめてまわると
 りめさてたらまうり一盤を死め
 一盤をわくと義人のちとよお
 る陪膳とらてする既整の右子二
 行の居るまう やきめの東南の
 居る二りけつ居る陪膳
 分座より志りぞけり義人臺
 盤所のまれらる言柄よりとり
 ちて押もれまわると考を
 る上大座より清うせたまふ大
 座子のちとまをさるとこのけく

祭上環食中葉所操考より左波の
 祭飯のさや皇國よてもさるゆ
 聖受宮の山候左波の壺とあり
 祖神はててまうりといふは三國
 ともよ上代より神のつとめあり
 ありぬき 木の心箸とあり
 ○ されとあり 侍中群要大床
 子御膳退一御盤御湯御汁物
 一内膳盤二同二蓋盤御飯御
 箸置馬頭盤取替供御了御箸
 陪膳折之三下盤九種御厨子
 所同四内盤二盤汁物一内膳
 禁秘御抄大床子御膳三時々
 必可有著御其作法藏人奏御
 膳時御直衣自帳後著天床子
 懸膝著之東向陪膳人警候昔
 正食之近代只立箸計也取左
 波立箸陪膳取御箸又立御箸
 折出也著御之時二臺盤物陪
 膳自居之不然之時藏人居之

のが至てあざりよりて分座より
 う侍り座あるまう陪膳
 分座れ上は居るまう足とあざり
 てあ心むけとまるとより出御あ
 らば陪膳分座より折もれを
 考をさるまうりまうりまうり
 を近代よりまうりまうりまうり
 と免をさるまうり陪膳まうりて
 ちらんまうりまうりまうりまうり
 て出せば義人もまうりまうり
 まうりまうりまうりまうり

畫御膳具

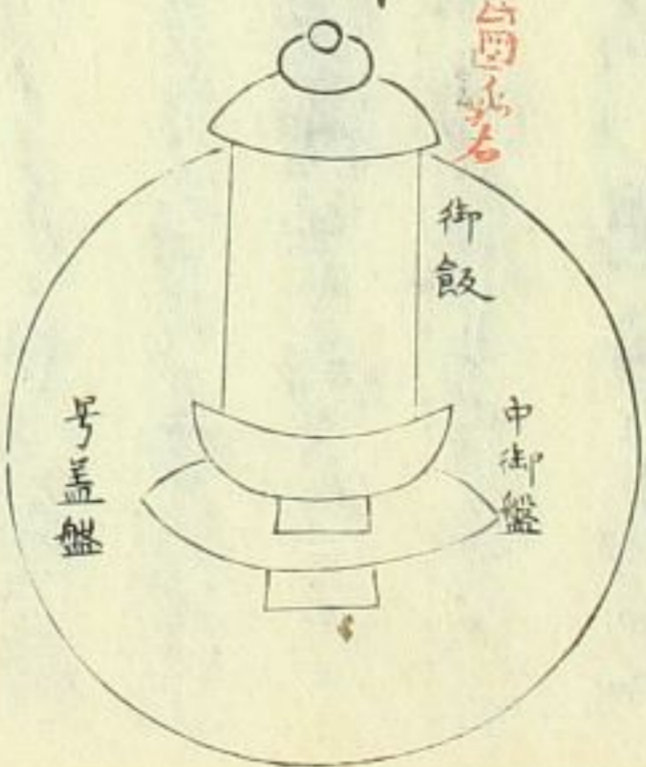
御盤并御基子居様の次第

一第

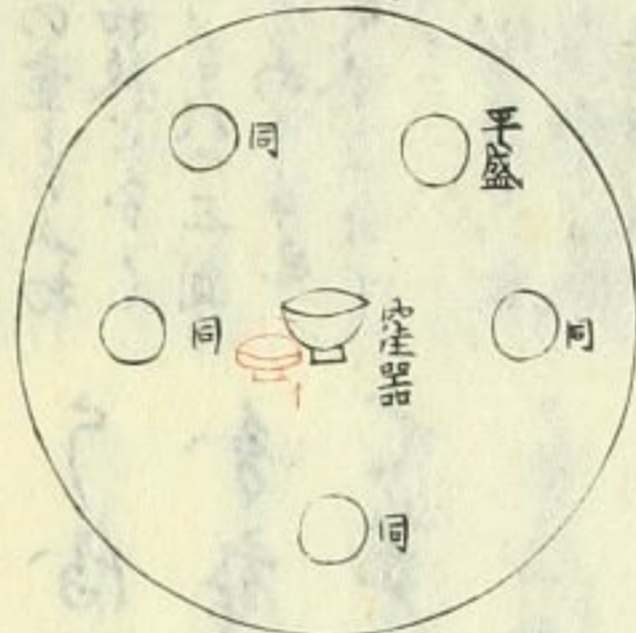


木銀匙居
加之款

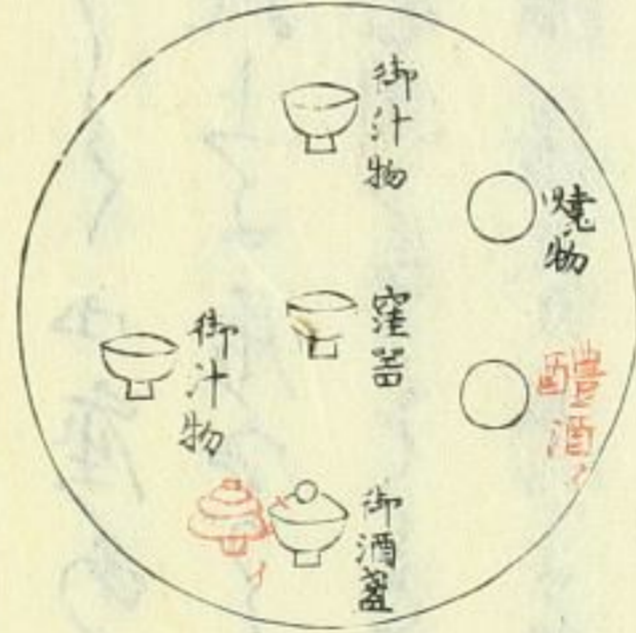
二第



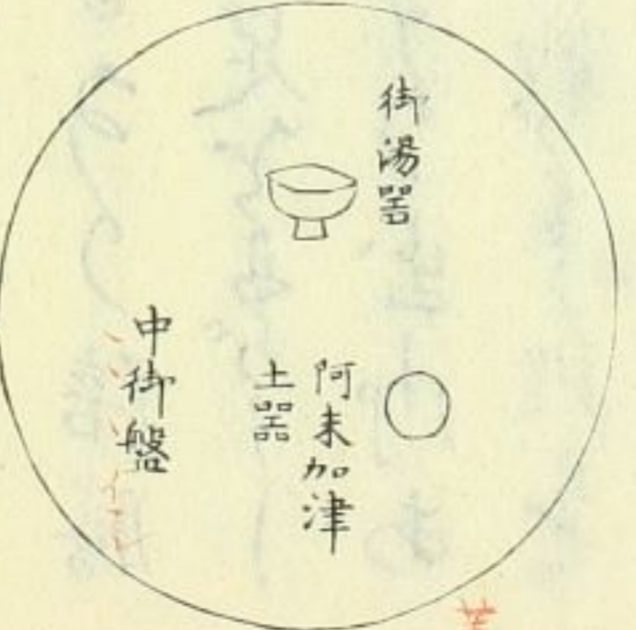
三第



四第

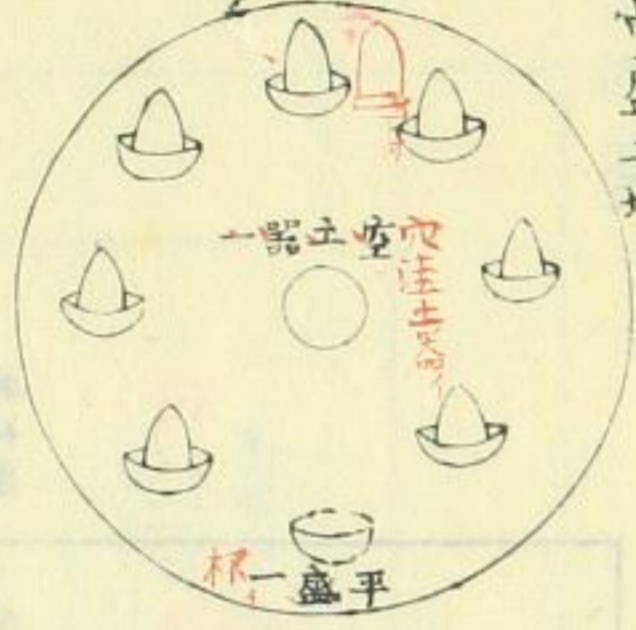


五第

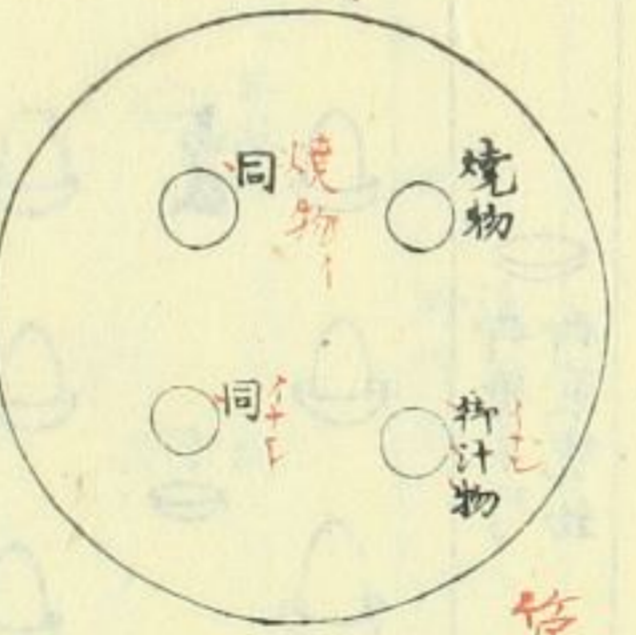


高盛七杯

六第



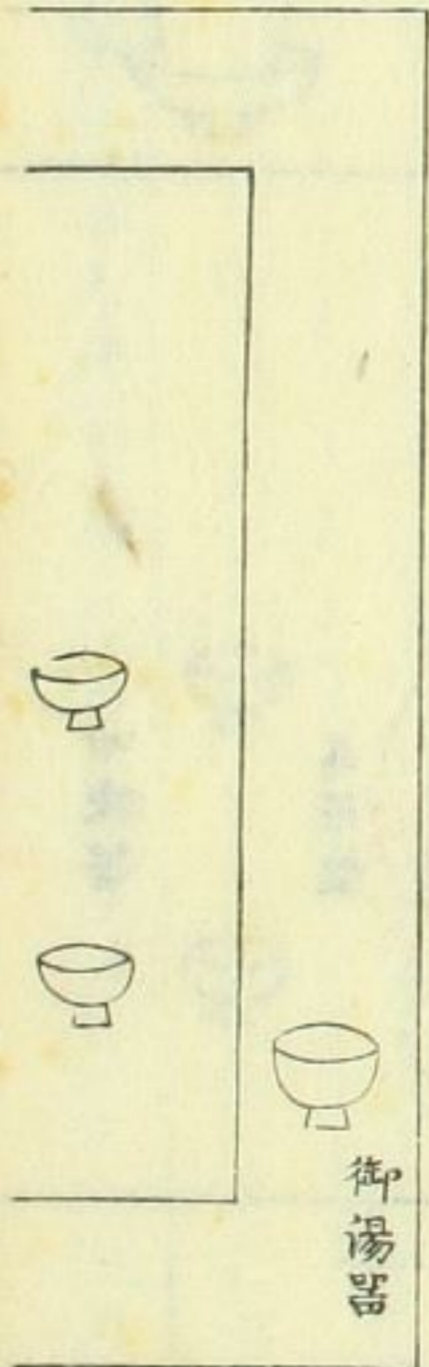
七第



第六第七御盤自御厨子所供之

重土器也
号美盤
ヤツ春日

一御基盤 朱漆



立箸之後經本路還本所無出
御之時内侍於北障子鳴扇下略

とハ飯子まきくわいせねまうら
~~~~~めまびのハさばととりて  
何まがりま入くたてさせらまふ  
陪膳度めくともこのもともめ  
二丁急義人鬼のるのとりお障  
子の下子まむうきくおび陪膳  
まうり外と作まふまんのりちて  
まぬまらハちんりごもたてま  
~~~~~ハちんをとりてあぬ  
ハけくを~~~~とたてお
りごす本のまひごもたてま

○まうりごん 退整たいせいをハ振の具と退す
盤ばんより新六帖しんろくじょうの押おしを代しろりりて
はくまをちの扇あふぎのまををえやん
わさる

○やを~~~~ 頓漸静とんぜんじやうの字のまのり
軒冲阿周梨けんちゅうあしうりの柔なやの字のまのり
○一ニのハ基もとをまうり出でき 基もとをまのり
のハちんを~~~~ととり
○陪膳ばいぜんより上首かみづみの役送やくどうとらとむ
陪膳ばいぜんハ四位しゐの人上首かみづみハ義人ぎにんの改かへり
役送やくどうハ水身みづみハ水みづをのり

△厨事類記内御方書御膳高盛
七坏平盛一坏御汁物二坏喜
焼物二坏已上魚味盛土器以
内膳司所進進連連年年別別地地當旬番衆
於御厨子所請取之盛進也中略
記云晝御膳一御盤四種ししゆ御

一のハ基二のハ基のまれ押のく
一盤ばんよりとりて急いそく三度さんどよりご
と義人ぎにん及上あがのまうりいのちんを
~~~~~とちんちんの二表間にひょうかんより入  
て陪膳ばいぜんの左ひだりの~~~~とちんを  
~~~~~とちんを地ちははちんちん  
~~~~~とちんをすれハ陪膳ばいぜんた  
りりる~~~~とちんを~~~~とちんを  
~~~~~とちんを~~~~とちんを  
~~~~~とちんを~~~~とちんを  
~~~~~とちんを~~~~とちんを  
~~~~~とちんを~~~~とちんを

箸二双銀七二支同 二御盤御  
 飯銀器三御盤平盛五種銀窪器  
 一坏同 四御盤窪器一坏同平  
 盛一坏同御汁物二同御酒蓋  
 一同 五御盤御湯器一口同阿  
 未加津嘉六御盤高盛七坏盛  
 平盛一坏同七御盤御汁物二  
 坏嘉燒物二坏同以上六七御  
 盤御厨子呀辨備之按子居やう  
 の水本本文と少異やう時代  
 母よりてかゝのたゝみのる

○釣の儀 侍中群要午一刻供  
 朝膳車藏人式云午一刻大炊  
 内膳主水造酒采女等寮司及  
 進物所供御膳按子是の御書

○日次の由 毎徳園より侍中  
 の由替り 拾芥抄贄殿在內膳  
 中有別當藏人預納大学及諸  
 國所進御贄納備供御給新納  
 御厨子所也  
 ○小庭の由 禁腋秘抄屋上の  
 小板敷の表と小庭より中略下侍二間  
 五更いつとより次一るをみり  
 二つよりてありは下より中略下侍  
 希よたりとあり禁秘御鈔供御四  
 府等供先例置御膳棚後付御  
 厨子所近代只直付御厨子所  
 禁野交野等鳥同之鷹飼舎人  
 進之

より上その役送を律とむる

侍中群要御大盤二脚采女元先昇意小基盤居馬頭盤若  
 々兼不供者召御膳宿仰馬頭盤可供之由其詞云馬頭  
 井第御四種次蓋盤次内膳御膳二盤次御厨子所御膳  
 日可供禮例御已上御膳病次御湯御膳自御次御厨子所御膳  
 酒次可供地御厨子所御膳進  
 二盤御厨子所御膳進  
 御膳進之時八種窪器相加之御厨子所只供八種  
 御膳進之時取御盤之人能可見物數自取落者也  
 御厨子所御膳進之時取御盤之人能可見物數自取落者也  
 同書初供御膳入先取蓋入立鬼間御障子稱警蹕其  
 詞之持寄御大盤許跪以右手取蓋盤陪膳取御飯居  
 御基盤後於蓋盤中盤持參授之御膳宿遣戸下授采女  
 自余御盤置鬼間御膳宿采女取之持掃蓋盤之人雖  
 逢供膳御盤不居自余雖持御盤必居之凡供御膳人  
 皆悉稱警蹕

朝の由膳を午此刻ありそれ  
 よりさる日次の由人まゐる

禁秘御鈔御膳朝已時夕申時之由寛平遺誠也但三

度供之間近代晝未時夕入夜欵  
 △侍中群要御厨子所例車寛平九年七月四日始定四  
 衛府小御日次御贄左兵衛右兵衛左衛門右  
 衛門御者今案十候已上申申下也若無御者申  
 其由於藏人隨其處分以他物進之又若御精進者預  
 仰其由以雜菜令進之又同例云延喜十一年十二月  
 廿日官符始定六ヶ国日次御贄山城國雉鳩鴨小  
 鳥鯉鮒鮫廿七日廿三日大和國雉鳩鴨鮒廿八日廿四日河  
 内國雉鳩鴨鴨高戸小鳥卵子鯉鮒鮫廿九日廿五日和泉  
 國鯛鱈世比擁釵烏賊蛤廿六日廿二日摂津國貝蛸擁釵烏賊  
 鯉卵子鮒鱸于鯛鱈世比擁釵鴨高戸小鳥鯉鮒阿采鮒蝦  
 枝猪完四枚廿七日廿三日堆鳩鴨鴨高戸小鳥鯉鮒阿采鮒蝦  
 廿七日廿三日者今案件等六國進於内膳司官人以解  
 文覽藏人隨其處分進進物所御厨子所又同所延喜  
 十三年六月九日定乳分進進物所御厨子所又同所延喜  
 但依宣旨散用近江國供御每日進之無定色近江國  
 田上御網代每日進永魚自九月九日至十一月見内  
 膳式山城國宇治御網代每日進魚葛野河供御所  
 每日進鮎魚自八月至六月垣河供御所每日進鮎魚

同葛野河鵜飼進鮎鰓冬鮎夏鮎魚鵜車等鷹飼進雉  
自八月至八月内藏寮進鱸鳩雉瓜熟瓜桐左右相撲  
司各進日次御贄如自任司至于節日每日進之若不  
任之時不進事見六月料茂作進熟瓜乳牛院進乳臨  
時御贄諸司樹菓予

申此刻は夕の膳まゐるに此  
他法ありきま抄中。以下膳をまゐる  
爰に異本に酒盞をはきかきけしを是と居りしとありあや  
まあり一夜湯と他法の次はあきまきなり醴を酒盞乃  
そは居りしとありきま抄中

○申の刻は夕の膳まゐる 侍中群  
要藏人式云申二刻供夕膳具  
同朝膳者今案年来日記以酉  
一刻為夕膳刻餘同朝酉一刻  
侍中進鑰狀事々見已四刻  
抄

○他法 他法の字左傳容止可觀  
作事可法の文よりきま抄中

○賀茂のまじりの日 巳月中酉日あり  
西宮記北山抄延喜式公事根  
源江家次第河海抄より  
珉江入楚賀茂大神の山城国の地  
よりまじりすし中申の日々  
よりのまじりの中申の日の内裏より  
のまじりありと山城国風土記  
し訓郡可茂社称可茂者日向

四月賀茂のまじりの日のついでに

侍中群要賀茂祭日供蒜山城

の甚盛ありけり

△按に抄中より以下清本爰に入儀りあり上の夕の  
膳を酒盞を他法の次は同に膳を酒盞を何と云ふ

国曾之峯天降坐建角身命也  
神名式山城国愛宕郡賀茂別  
雷神社亦若雷賀茂御祖神社  
二座

○和名鈔蒜比流葦  
菜也此の和名なり蒜の惡氣を  
まじり景行卷又源氏常本卷より

侍中群要賀茂祭日供蒜山城

国奉内膳司厨事類記賀茂祭

日内膳司蒜四坏献之根二坏

兼二坏各盛大土器但根一坏

兼一坏供之房二御盤居之供

之世俗立要集同之

○和名鈔古佐介 一日一宿酒也  
鈔鹽古佐介 一日一宿酒也  
せうごんの酒祭 按に禮記楚辞

徒然州なり招魂の酒ありて夫

の死者人の魂を招くありて夫

魂祭の酒なり招魂の酒ありて夫

魂も現身の於て魂を招くの中府に招

き招むるなり招魂の酒ありて夫

公事根源は魂祭字麻志

六月一日より七月はどりのりまて

ひとまざけを供す酒盞

そばかちけを居る

△侍中群要朝膳後下盤之次有書大盤事稱書天盤夕膳後又

有此事

△同書禮自六月一日至七月卅日供之盛青瓷御酒盞

居傍御酒南厨事類記世俗立要集同之

△公事根源六月一日供醴一夜は酒を一日は酒を

供す一酒を一日は酒を一日は酒を一日は酒を

酒はつづき酒造司けり七月廿日毎日子

ちあり委神天皇の時よりまた建武年中

行夏を年中初夏を合注するも

△年中行事哥合註の千代も終は六月のきまのこまに

も君りま

日毎のせうごんの酒まじりのり

きごすれりりりりり日下着乃



麻治命より坤よりと云ふれは定まる  
公の母と土月子初ら此日毎の内々  
の法魂をさす

○日下禱の義人 職原鈔六位藏  
人奉行禁中細々車朝夕御膳  
等車称之日下禱也四人分日  
令奉行故也

○小指物 麻人形をさす  
○忠士 赤門府の下の事なり  
○佐内少 職負令中務省属官  
陰陽寮頭一人掌天文曆數風  
雲氣色奏聞車即一人允一人  
大属一人少属一人陰陽師六  
人掌占筮相地職原鈔同之

○掌炮 掌灯ハ火と云ふ事なり  
○仁壽殿 拾芥抄南殿北九間  
四面和名鈔同之

○委屋 江家次第仁壽殿露臺  
委屋の史記漢書卓氏藻林  
をこよひと云ふれと爰の委屋と異  
崑玉集委屋の内裏と云白屋の  
也直子と云ふをばす人知と云ふり

○額間 二名の南北帳のるれやま  
○二間 禁秘御鈔二間敷置二  
帖北間向妻戸敷阿闍梨座半  
疊一南間如御講之時懸本尊  
寄障子也禁腋秘抄二名よ  
親者を安座せしむ事

○成云和名古夜一云比太岐夜  
如衛士屋也  
○とらな 和名鈔本朝式云主  
殿寮燈臺

○切燈臺 大夜油  
○夜の帳 禁秘御鈔夜御殿四  
方有妻戸南大妻戸一間也御  
帳同清凉殿東御座也御枕  
有二階奉安御神璽皆有覆  
蓆芳也御劔東南御帳四角有  
燈燭又御帳南西北敷置為女  
房座

○かしのり 盥囊抄撥灯と云夜  
帳の灯火を按さるるり燈と云

○草ものも

義人甚難而して中接お中出  
して赤士をとして陰陽師の  
とらな母侍りたり

△禁秘御鈔毎日御被車至上著御々衣入夜藏人給之  
於高遣戸傳所衆藏人跪衆亦立也返上時藏人奉仕  
之  
△公車根源毎日の積物の後朱雀院の時より始り  
匡房卿の記に云々

此のれりともをて物まば  
の掌燈をまが仁壽殿の委屋  
のさうろ二清凉殿と云う後五  
額写とのぞんくそれより南  
北二間ごとくは二間のま

押れくさうの綱よりさう  
火とた屋のむとめして是を  
とらな帳上の甚難乃上下  
小板敷の前の小庭さう渡屋  
さう物備りまが焼ろ母とらな  
義人うまをわけて格子押ろ  
てのち内の切燈臺より  
中水の間は一甚難不  
并さうさう一帯の如く夜乃  
中夜のかしをさう中水の間は  
室内侍りまらしてさう四北

とうたつる文字あれとや水のあるより  
 内約めらてまわつとあまの御炊のれ  
 又ハ切火打のたつひるへ御鈔ま  
 中とのすより進之内侍取之と  
 あり徒然州長屋のこのよりせう  
 あり半中行事哥合はちをひ  
 てまへぬあひのそまのからしと  
 せし人の面紙  
 ○殿上の書 日路の書あり禁腰秘  
 抄殿上の書の外は袋に入置袋  
 とたつて札のやまゆくと

○二回 禁腰秘抄殿上の書あり  
 ○殿上の書 日路の書あり禁腰秘抄殿上の書の外は袋に入置袋とたつて札のやまゆくと

○まへひき 名目鈔孫庇何處と  
 以上も可有此称但南殿無孫庇  
 欽愛の清涼殿の孫ひきあり  
 ○龍口 拾芥抄瀧口本所在御  
 所近辺清涼殿良辺欽職原鈔  
 滝口藏人所属官也堪武勇之  
 輩可補之西宮記瀧口武者以  
 名薄下給先試其藝依善射被

まみのとうはよまをひり殿上の  
 筒あらず袋子の此海とれおまら  
 の人をかりずしい信子の押  
 元さをれ同よりきととりて  
 此をい押り  
 亥の時よ下拵子イナシしゆ巻を  
 たりとく才二の間のとうろを  
 肉よイナシ入くはうづりイナシか  
 押れく下拵子イナシしゆ巻と糸  
 とうちう之イナシ視のおとり  
 上よイナシをイナシとイナシ大

床子の山厨子の上よ拵子とも  
 さださし鬼のるのとりお  
 障子引くそイナシ人の出るイナシ  
 △禁秘御鈔日没以後車先搔燈自御湯殿方進之内侍  
 取之供夜御殿四方其後供所々掌燈女房役之  
 △侍中群要孫廂燈樓撤懸廂但取南第一間灯樓但  
 至于下時從此二間次第下之引反御茵取御劔置大  
 床子上同取御視置之日記御厨子上出自鬼間引立  
 御障子飯来殿上下小菰取覆御座覆  
 下拵子の後イナシ止のイナシめんの  
 り何りイナシ人取まごびさしれ  
 南のイナシにイナシかくイナシ殿上人  
 上の戸イナシれイナシち六位イナシのイナシ  
 小候イナシとイナシ滝口北の戸より入く

定下藏人勅仰諸陣々官書宣  
旨押陣禁秘御鈔滝口員數廿  
人無有官大略同所衆祖白地  
不尋殿公役躰同

○滝口のし 拾芥抄滝口戸在清  
涼殿北

○もんぶき 年中行事哥合注  
同籍とん名謂のし今も滝口北  
同籍とん名謂のし今も滝口北

○北の陣 拾芥抄縫殿陣朔平門  
内云北陣

○貫首 系人改より職原首書頭  
殿上人の官領也故曰貫首也

○孔安 國孝經序より出づる字より  
何候 何候の熟字韓文より

○布衣記 滝口らなるし  
布衣記滝口らなるし

○似等 和名鈔萬葉集と引く  
似等而短小有六弦俗用倭琴  
二字河海抄傳特冊より始り  
とる花鳥余情より神代岩戸の  
母より六弦と云々

○披書 和名鈔披書殿在安  
福殿北

○本等 冠袍下襲袖單小袖表  
袴大口襪裾石帶太刀笏等を  
具是れと云々

○うはく 装束のうはく  
石帯の上ま

○さし油 夜中夜の燈籠灯臺な  
とよおとす

○職原鈔 職原鈔北藏人無負  
數重代諸大夫中未補藏人之  
間先遂昇殿此云非藏人

希庭より六位<sup>1</sup>の  
かみきみきくたそとりの押のく  
かひりす六位の姓をさる六位<sup>1</sup>の  
人一人孫庇<sup>まご</sup>と北へゆゆゆゆゆ  
二間のあのをさるより弟三君  
扱安の上よむさぎがきさく誰<sup>1</sup>  
ゆるより滝口はるうちしと  
抄れく名のりともあ滝口れ  
とよりますわりのとん<sup>問</sup>籍<sup>1</sup>の  
され抄ひちしと北の陣より  
たどめてあとの同籍ゆゆゆゆゆ

をさる上<sup>1</sup>の口をどよとて  
ゆる上<sup>1</sup>の口をどよとて  
何候<sup>1</sup>の口をどよとて  
あはれんきよははまをむさぎ  
づら<sup>1</sup>の口をどよとて  
うはく

△侍中群要名對面車名謁御前人候其人問云誰外人  
不問云殿上人謁元問人更出自御前問滝口衆云  
仍外藏人等不問問滝口侍被人之問故或云滝口  
猶候外藏人如例可問  
侍中群要名對面車名謁御前人候其人問云誰外人  
盤を<sup>1</sup>披書殿の盤れりよせ

- たつきと 晝中夜と夜中夜とのるれ
- 大妻戸のり
- きしぬちうよとるるり 年中行車
- 叙重と重とちうよとるるり
- 東山枕 禁秘御鈔同之
- 東山枕 禁秘御鈔夜の中夜此
- 東山枕 禁秘御鈔夜の中夜此
- 東山枕 禁秘御鈔夜の中夜此
- 東山枕 禁秘御鈔夜の中夜此

りけとちうよとるるり  
 中一ちうよとるるり  
 ちうよとるるり  
 人鬼の間ちうよとるるり  
 夜のちうよとるるり  
 子とちうよとるるり  
 まわりてよとちうよとるるり  
 やとちうよとるるり  
 下とちうよとるるり  
 わとちうよとるるり

- 上日 當夏日之日本紀持統卷
- 公卿 職原鈔大政大臣左右
- 大臣 參議を号見任公卿
- か納言 職原鈔少納言三人
- 相 當從五位下昔者重職也三人
- 人 必兼侍從拾遺補闕之任也
- 大外記 職原鈔外記大二人
- 少三人 相當正六位上近代五人
- 位 外記恒例臨時公事除目
- 叙位 等事奉行之官也

角よりをぐめせうり  
 てちうよとるるり  
 とちうよとるるり

△侍中群要上病車入御夜御殿之後隨女官告  
 病鬼問仰殿司次殿上疊令敷件所以履置殿司庇  
 時北枕若東枕也  
 △禁秘御鈔夜深藏人自南妻戸奉社指油夜御殿火不  
 可消也

毎月一日の翁人屋上此筒の  
 ちうよとるるり  
 ねちうよとるるり  
 二日翁人屋上此筒の

○每友 職原鈔辨七人左右大弁二人相當從四位上官中事大弁所執行也

○史 職原鈔史八人左右大史各二人相當正六位上之凡官務者大政官文書悉知之

○重日 璫囊抄重日と云已亥也必凶事不可用也曆例云檢已當純乾檢亥當純坤陰陽是重也下略

○六破日 八日十四日十五日廿三日廿九日晦日也名義集智論問曰何故六齋日受八戒修福德答是日惡鬼逐人欲奪人命疾病凶衰令人不吉拾芥抄六齋日斷殺生之由見雜令云白八十四五黑八十四五是略頌也小月黑十三四日所謂廿八九日也璫囊抄略頌云白八十四五黑八十四五と云也廿三日は黒月の八日當りたり也小月は廿八丸を取也下略

公卿さびび少納云外記ハ大和記  
 志しき卷軍をも毎官を史  
 是とさうも大うと歎日あはび  
 重日おのあしききいふと  
 式はのええり

△侍中群要放紙事今月朔日朝去月放紙之時討日夕注月之但注官名再ム人若若頭中將頭弁如此皆注官名也

△官職難儀上日と云はりあ日とも罪白ともいふ大臣公の堂上堂下人亦たて日々に奉公の日と上りらるつと色ゆゑ公の上日と御も多し月毎の上日とさうたる月奏とて冥白沙賀の日も先外記覽にゆゑ下略

△大政官式史不申凶事御本命日宮又及朔日重日復日亦不申凶事

△同式凡毎月晦日大政官録參議以上々日少納言來月一日進奏又録以下及少納言上日送辨官惣修符二日下知式部

日十四

○ハ精進 法界次第欲樂勤行善法不自放逸謂之精進弘決於法無深日精念々趣求日進等ありて魚を食せらるやハあらしむをいひのけしう精進と云ハ庫士の素食のやうにうて魚を食へぬといふん

○魚味を精を和と一つみ供と居交と云

○ハ持僧 ハ折禱者なり禁秘御鈔御持僧事於僧侶無双精撰也古不遇三人次第が増及六七人下略ハ持僧ハ系内の時先巧場屋はあつてそれより二間へ候と云ハ中山口傳云

○内膳 職貞令宮内省の属官内膳司奉膳二人掌惣知御膳進食先嘗事職原鈔同之

○十八日觀音供 普門品以何因緣名觀世音佛言善男子若無量衆生受諸苦惱聞是觀世音菩薩一心称名即時觀其音声皆

六破日あはるあはるハ精進あ  
 下後上の甚難もさ急ませ  
 ハ持僧佐ハとまあささ法師ハ  
 さど大うと内膳のたは飯ハ  
 せさびハ持僧の中あせさる供  
 ハと後上の甚難も出さる

△厨車類記或記云御精進之時十種御菜御汁物二坏也也如飯又御神事佛事相合之時精進魚味器具之号居交云六齋等日又居交也世俗立要集同之

△禁秘御鈔御乳母御持僧奉供御々侍讀或進之細々無何不可進又諸寺執行諸寺長者下付折節如五色奉例下略

△百寮訓要内膳司天子の供御奉行さる所也云昔ハ内膳の御飯あはる主上のきさる事也

十八日あはる觀音供あり後七日乃

得解脱又名義集也四月十八日と  
 祝きの日と云ふ所の抄は圓勝尾の  
 の祝き此像彫刻の時祝きの元十  
 八人の佛とて作りて宝龜元年  
 七月十八日より彫刻をせしめ八月十  
 八日祝きをせしめ天王の像ありぬ  
 妙観合掌とて佛を授けしれども  
 先ね佛とて作りてしをせしめ  
 る所の圓俗十八日と祝きの日とせし  
 むる元車執事とて云ふ

○後七日のあがり 本寺の長者なり  
 云言流もて後七日の修法をせしめ  
 たる儀より入建武年中行事後  
 七日のあがり本寺の長者なりとて  
 阿闍梨のいと僧友ありとて名義  
 集或阿祇利寄帰傳云梵語阿  
 遮梨耶唐云軌範今稱闍梨訛  
 略菩提資糧論云阿遮梨夜陪  
 言王行南山鈔云能糾正弟子  
 行元亨釋書長元七年十二月  
 教團為阿闍梨阿闍梨自圓始  
 職原補遺僧官已講内供阿闍

あがりそれとて一年の法とて本  
 寺の法とてせしめしむあり十一面正  
 觀音如意輪の寫之延久より此を  
 痛をとおみ行する是の山法師とて  
 傳とて

△公事根源吐仁壽殿觀音供本寺の長老とて人の此の  
 勤より里内此所の真言流とてなり悉和二年六月十八日祝  
 の儀一體と仁壽殿より安置せしめ安置儀正とて仁眼供表  
 あり是の毎月この儀あり天子の御所のありむり又夜居の  
 儀とて二間あり抄りしめしめ加給との儀あり  
 △壘囊抄毎月六日阿闍梨參内於仁壽殿祝き供と勤る  
 是の内儀あり付ては神作と祝き給ふ儀あり但し近  
 頃の清涼殿とてあり  
 △同書後七日の元日より至白馬神事まきき後て七日を  
 出家不恭内局八日より始り修法は後七日の元日とて又徒  
 然艸の抄にも小後七日の元日とて東方のあり元日より七日  
 まて寺まては修法とて八日より禁中とてありて百廿

梨謂之有職とて拾芥抄同之  
 ○土面正祝音如意輪 拾芥抄觀  
 音配六道止觀第二意云六觀  
 音即是廿五三昧所謂大悲之  
 破地獄道三障也大慈觀音正  
 觀變破餓鬼道三障大光普照  
 觀音十一面變破脩羅道三障  
 大梵深遠觀音如意輪變破天  
 道三障壘囊抄同之

- 延久 人皇七土代後三條院の世  
 の年号なり
- 山法師 廬山の傍のよみ百練抄  
 山僧平家物語源平盛衰記職  
 人尽歌合とて山法師とて
- 七瀬の心とて 令義解技解除  
 不祥唐韻除災求福曰技七瀬  
 公車根源とて七瀬とて
- 日付の心とて 撰吉日也公  
 車根源拾芥抄とて七瀬御技  
 毎月とて
- 下瀬の心とて 六位新舊人  
 ○沙汰 晋書沙汰之汰之杜律注

つとては後まあるとては後七日の修法とてなり  
 按より此の儀あり此の修法は大抵後の中會の後ま  
 まりし後七日の修法とてなり此の儀あり大抵後  
 みて取勝王経を講せしめ是とて中會の儀あり  
 七の日の此の中會の稱徳の時景雲四年正月より  
 まり真云流の中修法は仁明の時兼和元年正月より  
 て金剛界と胎藏界とを習せしめ隔年とて修せしめ是も母  
 なる三月八日より七日まで七日あり彼大抵後の中會の儀あり  
 此の儀あり此の儀あり此の儀あり此の儀あり此の儀あり  
 此の儀あり此の儀あり此の儀あり此の儀あり此の儀あり  
 百練抄棠花物語大鏡續世繼元亨釋書とて無所見  
 七の日の心とて 日付の心とて  
 ひく下瀬の心とて 六位新舊人  
 の中七人を使ひしむる儀あり  
 近衛司けん<sup>新</sup>の筆とてあり  
 りちつとてありて其を盤下の巻盤の

以飾野沙去其細而存其大曰  
五位の中七人 五位の後上人の中  
より七人と七更勅使よりなる  
此の聖客所後抄建武年中行  
事なりとも

○を衛司 職原鈔左右近衛府  
元者近衛中衛也平城天皇御  
宇大同二年勅以近衛為左近  
衛以中衛為右近衛唐朝殊重  
此職統領諸宿衛禁軍故也本  
朝又為重任大將相當從三位  
中將相當從四位下少將相當  
正五位下

○げんさく 飯笏なり和名鈔四  
声字苑云笏俗云尺手板長一  
尺六寸闊三寸厚五分也  
○人形 釋日本記人形者所謂  
素盞鳴尊之監賜技手足之爪  
贖其罪身代之義也  
○紙捻なり建武年中  
行車法なりと造る墨とに

くわんりょうの封さるるなり  
○和名鈔釋名云衣無  
裏曰單衣比止閑岐沼  
○代厄のいまり 公事根源代厄  
御祭毎月拾芥抄同之  
○爰取 爰取の熟字の古書よそ  
初て北史薛聰傳よる也詩格注  
管主當也領統領也  
○法どりのいまり 公事根源神  
祇官御贖物毎月卅日あると  
る神祇式毎月晦日御贖金人  
像銀人像各卅二枚下  
○つごりのいまり 是の寺に  
長者言院よは祈禱と修する  
江家次第真言僧綱勒仕後七  
日御修法而候真言院之者  
○真言院 拾芥抄真言院在八  
省院北言院の兼和年中大座の  
内乃切は准して私法大師宮中  
たてしなりと公事根源帝  
王編年集成元亨釈書四季物  
語壺囊抄其の書のよも

上中席としんく 其の上中  
座の女房人形子夜ときを搥  
今く紙を飾りを申す以上籍の女  
房是を申すなりとせくは身を搥  
つるは心寄宮子今くは心と人具  
てうもははみよつて是盤下れ  
めしきなり同附子出さるなり  
禁秘御鈔七瀬御枝陰陽師進入形  
色々衣身藏近代於臺盤上着之充無謂但近代女房  
不食物之間清淨臺盤欵  
公事根源七瀬御枝は毎月のみ七瀬川合一條土  
門近衛中門大炊門二條の末尾と七瀬と申す陰陽師人形  
と申す至上心きをけし此とて区くは上の上の治居此

川の川原むらううまのまは上は押物をめさすひせ  
そのおさうたうまか  
代厄のいまりの爰取の陰陽師は  
むらうの法どりのいまりは  
押るが美人はひをわすむ  
公事根源代厄御祭毎月毎に又の腸母の法とも  
中よは是の押るき祭書よのせしなり  
同書神祇官献は續物は毎月晦日よるは麻も同く  
供をあらわいのこころひとあらうすのいなり人形とほく  
まそ身のしうとせうの同いなり  
法どりのいまりは祈禱と修する  
あざり真言院よるは新大炊寮  
料ををはするなり  
拾芥抄真言院僧綱一人候勤修法念誦等  
大炊式東寺中台五佛左方五菩薩右方五忿怒供料

○大炊寮 職負令宮内省属官

大炊寮頭一人掌諸国蕃米雜穀分給諸司食料事職原鈔百寮訓要同之

○搞本系黄門 按中納言公夏卿之

一搞本の兩院を改大長原公季公の後胤なり大系圖正二位大納言實卿男公夏實實久男中納言と云公卿補任公夏延徳元年五月十日任中納言是云公国男と云系の系黄門の中納言の唐名と職原鈔にも云

○不審 あきくちと抄やつら

不審の字韓詩外傳に出

○大永 人皇百六代後奈

の四世の年号なり

○林鐘 拾芥抄林鐘六月

資直 富小路資直を多し大

○再死所見 知譜拙記子園白

公の後宮内々後通男後三位資

直公卿補任資直大永六

月廿三日叙従三位とあり

日六并九句按此亦東方の偽經(抄)を大炊寮より出さず無所見

右一冊以或本 搞本系黄門 書写也

讀合畢有不審之重可尋也

大永七年丁亥林鐘十日

年一甲の事ハ其のあり人うさるるよりく  
おさきなるものよりおのすちのゆき  
ふれおさしなりよりの解款をくハそのものあり  
くりく心をえたる人のありあるものはいく  
建武のさししきもゆきの日中れは夏ハ  
うきあるゆきなるたきなりおのゆきを  
ゆきをあらわしたる人のありあるゆきを  
ゆきをあらわしたるゆきをゆきをゆきを  
ゆきをあらわしたるゆきをゆきをゆきを  
ゆきをあらわしたるゆきをゆきをゆきを



○大炊寮 職負令宮内省属官  
大炊寮頭一人掌諸国蕃米雜  
穀分給諸司食料事職原鈔百  
寮訓要同之

○搞本系黄門 按中納言公夏卿之  
後胤あり大系圖正二位大納  
言實卿男公夏實實久男中納  
言と云公卿補任公夏延徳元  
年五月十日任中納言是云公  
国男と云系ハ公夏黄門の中納言の唐  
名と職原鈔にも云

○不審 あきくちの抄につらき  
不審の字 韓詩外傳子出り  
○大永 人皇百六代後奈良院  
の四世の年号あり

○林鐘 拾芥抄林鐘六月と云  
○資直 富小路資直と云大系圖  
再死所見知譜拙記子園白忠通  
公の後宮内々後通男後三位資直と  
云公卿補任資直大永六年三  
月廿三日叙従三位とあり

○不審 あきくちの抄につらき  
不審の字 韓詩外傳子出り  
○大永 人皇百六代後奈良院  
の四世の年号あり

日六并九勺按子此亦古の偽經(料)并を大炊寮より  
出と云無所見

右一冊以或本 搞本系黄門 書写也  
摺巻物也

讀合畢有不審之重可尋也

大永七年丁亥林鐘十日  
從三位藤資直在判

天文廿三年甲子弥生廿日 沙弥在判

慶長五庚子歲土月二日 平胤信

寛永貳子年南呂 源定和

一按本奥書

這日中行事不顧

先筆令書 馮訖

元禄五年正月下旬

中納言前内大臣宗條

年中行事ハ

云々

云々

云々

云々

云々

云々

云々

Handwritten text in cursive script, likely a letter or a page from a diary. The text is written in a fluid, connected style.

Handwritten text in cursive script, continuing from the previous page. The text is written in a fluid, connected style.



野乃舎大石千列大又著目  
 水鏡觀短抄 近刻 六卷  
 大鏡觀短抄 同 十二卷  
 同 系圖 同 一卷  
 栄花物語抄 同 四十一卷  
 日中行事略解 已刻 一卷  
 御即位記 近刻 一卷  
 野乃舎隨筆 已刻 一卷  
 同二篇三篇 近刻 二卷

葛苳

星廬藏板

